

## 随意契約理由書

|                |  |                    |
|----------------|--|--------------------|
| 件名             | 東部市場第2冷蔵庫棟搬送設備整備   |                    |
| 契約の相手方         | 株式会社 ダイフク サービス本部 神戸支店  |                    |
| 根拠法令           | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |                    |
| 随意契約の理由        | <p>本業務は、本搬送設備の分解整備及び部品の取替業務である。</p> <p>本搬送設備は平成12年に(株)ダイフクにより設計・施工された設備であり、同社の独自システムで構成されているため、上記整備の実施にあたっては、製作者しか知り得ない製作図書等の技術資料が不可欠であり、設計・施工会社である同社でしか履行できない。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p> |                    |
| 担当部署<br>(問合せ先) | 経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場管理係   | (電話番号078-413-7074) |